

九 労農露國認承の意義

(大正十二年六月『改造』掲載)

勞農露國承認の意義

一
勞農露國を承認せよとは、勞農主義、ボルシエヴィズムを承認せよと云ふのとは同意義でないことは、私が茲に論するまでもない所である。其の反対に、其は舊露國の承認ではなく、新勞農露國の承認であることも亦た多言を須たざる處と思ふ。今日となりては、勞農露國を承認したからとて、我邦に於て勞農主義、ボルシエヴィズムが流行することとなるないことは、今や大多數の識者の認むる所であらう。若し我邦にボルシエヴィズムが流行す可きものであるならば、其れは勞農露國を承認しないからとて流行る可きものは流行るであらう如く、承認したからとて、流行る可きでないものは決して流行ることはな

い。私は常に『國本は斷じて動かず』と信じて居るものである。我邦と露西亞とは國の成立を同ふして居ない。元より國家も社會も共に絶へず進化發展するものであり、其進化の道程としては勞農主義の主張中にも取つて参考とす可きものはある。併し勞農主義其ものが我邦に俄かに流行る可しと言ふ人あらば、其は幾千年の歴史を全く無視した論である。歴史を無視すると云ふことは、甚だ危険なことであつて勞農主義が今俄かに日本に流行する事が、危険を意味すると言ふ重要な理由の一つは確かに其様の事は幾千年の歴史を無視するも亦甚しいものであると云ふことに存する。其邦の歴史的進路が勞農主義を正當付ける國に於て勞農主義の流行ると云ふことは、決して危険を意味するものでなく、其は主としてエキスペデエンシーの問題である。世界の各國夫々に歴史あり歴史の發展に基く特殊の國情がある。然るを其凡てに向つて何々は必ず危険であり、何々は決して危險ならずなどと一様に斷定することは不可能である。我が人の如からざるを憂ふるを要せざると共に人が我が如くならずとて怒るには當らないことである。我々は日本人として其歴史の正當付ける正しい道を踏んでさへ行けば宜しい。外

の國が我邦の如く萬世一系の皇統を奉戴する國柄でないとて之を蔑む可きでないことは他の共和國民が日本が共和國でないことを以て之を劣等視するを許さないのと其理は全く同一である。勞農露國民は其勞農國たることを誇ること、或は我々日本人が君主國たることを誇ると同じであらう、其は決して不都合なことではない。其の代り勞農國民は勞農國たらざる廉を以て、我々日本人を蔑視したり、敵視したりす可きではない。我々は我邦が君主國たることをイクラ誇つても宜からう、唯だ外の君主國ならざるもの、其君主國たらざる所以を以て蔑む可きではない。勞農國を勞農國たる所以を以て特に劣等扱す可き所以は断じて存せぬのである。

二

此ぐ云へば言下に云ふものがあらう。日本は決して其君主國主義の爲めに特にプロパガンダなどを行はず、自他平等として互に敬重す可きものとして居る。然るに勞農露國では特に外國へのプロパガンダに力を用ひて其のボルシエヴィズムを宣傳するに勉

めて居り又た資本主義軍國主義帝國主義の排撃に日も離れ足らざるの状を呈して居るではないか。現に英國が露國と通商關係を絶つと云つて居る理由の第一として、露國が其宣傳をしないと云ふ約束を破つたことをあげて居るではないかと。然り此點非は確かに勞農露國にある。但し其宣傳を止めないと云ふのは決して英本國に於けるの謂でなく、アフガニスタン、印度又は他の英國の屬領地に於ける其れである（英本國宣傳用として送金したとか何とかあるが、其は或は反対宣傳ではあるまい）。此等の地方に於ける宣傳も一切之を廢すとは、勞農露國は一九二一年三月十六日調印の英露通商條約において慥かに約束した。其文言は左の通り

『兩當事者の各一方は他方に反對する行爲又は企て、及び英帝國若くは露勞農共和國の施設に對し直接又は間接に對抗する一切の公的宣傳を自己領域外に於て行ふことを避く可く、而して殊に露勞農政府は亞細亞の諸民族、就中印度又は獨立國アフガニスタンに於て、英國の利益又は英帝國に反する敵對行動に出でしむ可く獎勵すべき一切の軍事的、外交的若くは其外の行動又は宣傳に顯はるゝ企てを避く可きこと、

英政府も亦た舊露帝國に屬し今は獨立せる諸國に關しては右と同様の特殊義務を負ふことを互に誓約す』

然るに今勞農露國が若し右の誓約を破つた事實があるならば其罪確に露國に在る。故に我國が露國を承認するに方つては、此くの如き違約のない様に十分配慮す可きである。殊に朝鮮人又は臺灣人の間に反日本的思想を宣傳するが如きとない様にせねばならぬ。然しそは今の處露人に對してよりも寧ろ其外の國人に對して、日本が感じて居る一の必要であるのではないか。朝鮮に於て滿洲に於て、就中支那に於て排日思想を煽動しつゝある露人は、今の處殆んどなく、却つて其は米國人其他の國人の間に若干ある事が事實ではないか。然し乍ら、排日思想の宣傳をするものが若干人でもあれば、其國との國交を斷絶せよとは無法な主張である。尤も米國には山東省の土匪事件に就て米國は支那の承認を取消す可しなどとの暴言を吐いて居る人もあるソウである併しイクラ米國だとて其んな氣狂染みた人の言によつて國交を左右せられるはあるまい。土匪が出て來て汽車の乗客を人質に取るのは甚亂暴千萬な事には相違ないが然し米國には、金匪

財匪が澤山居て、人質ドコロか、全國民の懷をかすめ取る不都合なことをして居るではないか(此頃の砂糖騒動を考へて見よ)。之に比べれば支那の土匪の方が國民並に在留外人の全體から云へば悪性は薄いのである。其土匪が一度出て來たから、支那の承認を取消すと云ふなら、財匪の澤山横行して居る故を以つて、米國を一の獨立國と認めず、横暴なキアビタル・マグネーツを征伐することが出來ないのは、米國の政府が國を治める力なき所以を立證するものだと言ふことも亦出来る可き筈ではないか。世豈に此くの如き無法のことあらんや。勞農露國が他國の屬領に於いて排本國的宣傳をやることは、無論曲事ではあるが其れを以て直ちに勞農露國を國として認む可からざる理由とする事は出來ない。違約があつたら、其は飽まで責任を問ふ可きであるが、其を以つて通商斷絶などと脅すのは、決して英國の名譽ではない。保守黨政治家の世界の大義を解せざる所以である。其んな眞似を日本がせなくてはならぬ理由は、一も存しない。英國が露國との通商條約を無効とするのは、其れは英國だけのことであつて、日本は其ために毫も其爲すべきことを左右せらるべき理由とはならないのである。ボルシエヴキズムの宣傳に對

しては、之れを防ぐ可き方法は十分に取るが善い。其れと共に勞農露國が承認す可きものであるならば、其の顧慮の爲めに、承認を躊躇す可き理由は些しも見出しえないのである。而して假りに宣傳其ものが全滅し得ないとしても、承認が宣傳を獎勵することにならない丈けのことは、必ず出来るものと、私共は確信して居る。更に一步を進めて云へば、私は露國ボルシエヴキの徒が如何に巧妙に宣傳——而も我國內に於て——したとて、我國本は大磐石の如く決して微動だもしないことを確信して渝らざるものである。私は我國體は所謂赤化に對しては全くブルーフであると断言して憚らないものである。

三

勞農露國の承認は勞農露國の承認であつて、決して舊露國、ツアーリ露國の承認ではない。斯く云ふと答へるものがあらう。舊露國の延長としての勞農露國を承認するのではなければ意味を成さない。何となれば、勞農露國なるものは舊露國の權利を變則的ではあるが、兎に角承繼したからこそ、領土大權を有つて居るのである。其れでなければ、勞農露國

とは、唯だ机上の空名に止り、一も實在のないものである。既に舊露國の權利を承繼した其の延長である以上は舊露國の義務に屬する其の債務を承認しないと主張するのは、如何にも誠意を缺く話であつて、此一事丈けで承認は到底不可能である。勞農露國は舊露國の一切の義務を承繼すること、其權利を承繼したのと同様であるならば、承認必ずしも不可でもなく又不可能でもないが權利のみを承繼して義務を承繼しないなどと虫の巣いことを主張する限りは、到底相手とす可きではないと。成程此論は一應尤に聞へる。

然し勞農露國の承認は、現在勞農國民から成立して居る其の勞農露國の承認であつて、之を承認する者は其承認の相手の權利が現勞農露國にあることを認めると云ふ丈けで、其成立に就て何の責任を負ふわけではない、何等のアツサムブションを要する次第ではない。既に何十ヶ月か露國の領土大權を保持して居る者を有るが儘に承認する丈けの事である。現在に於いて勞農露國を形成して居る其人民が現に政府として承認して居るもの、我々外國が同様に承認するに過ぎない。其外其以上の何物もあるのではない。其を舊露國の權利を其儘に承繼したものと見る可きか、其れとも舊露國は一切滅んで仕

舞つて、茲に一の新しい勞農露國が出て來つて、何等かの方法で現在の領土大權を確保したものと見る可きか、其は人々の解釋に任せせる外はあるまい。國際法學者には國際法學上の意見があらう、國法學者には國法上の意見があらう、又社會學者には社會學上の意見があらう、經濟財政學者には經濟財政上の意見があらう。我々は今其等々の學說を検討せんとするものではない。我々が専門學者としての說は如何あらうとも、勞農露國の承認と云ふことを一國民一市民として（或は一プロレタリアとして、或は一ブルデオアとして）考ふるとき——私は今此問題を唯だ此くの如くにのみ考へて居るのである——に於ては、其等の特殊な學說に拘泥する必要は寸毫もない。我々は一國民一市民としては、日本國が儼として存するが如く、英國の國家の儼として存する如く、勞農露國なるもの——少くとも現在に於ては——儼として存するものなるを認めざるを得ざるものである。其は一切の學說や主義やを超越する現成端の一活事實であつて、學說や主義は此活事實を抹消する力は有して居らぬものである。舊露國の延長として此勞農露國を見ると云ふのは、無論左様見る人の見識であつて、我々は之を非なりとす可き權能は有し

て居らぬ。其れと共に、此く見る人々が、此く見てのみの勞農露國の承認なるもののみがあり得るので、其以外の意味に於ての勞農露國の承認なるものは、有り得ないと強制する可き權能をも有して居らぬのは明かである。デアルカラ舊露國の債務を負はない以上は、現勞農露國は、何等の權利をも有して居らぬものであると主張するのは、唯自家一流の見解を挙げて、露國幾億の人が現に承認して居る勞農露國を否認せんとするもので、其は甚だ大膽な机上の學研究論と云はねばならぬのである。現に勞農露國なるものが儼として存在して居ると云ふ事實は、如何に強く主張せらるゝ學說を以てしても、其一學說の爲めには微動だも爲し得る次第のものではない。

四

舊露國債務の承認と尼港事件の責任問題とは混同す可き性質のものではない。尼港事件は現露國政府になつてから起つたことで、タトへ其れは白軍が多少有力であつた時代の出來事で、又た日本が白軍を助けた事と關連して居るとするも、兎に角露國政府治下

の露國領土内に起つたことであるから、對等の一國として承認せられんとする以上、右事件に就て負ふ可き責任あらば飽迄十分に之を負ふことを明言す可き義務は、勞農露國にある。但し其負ふべき責任は必ずしも從來傳へられて居る通りであるべきか否かは、我々には分らない、或は勞農當局者にも分るまい。此れは双方から委員をあげて、十分に調査討議すべきである。日本軍がなし崩し的にシベリア各地方で暴虐な眞似をしたと云ふ風説も聞く其眞偽は十分に調査して、勞農露國は其負ふべき責任を負ふと同時に、日本軍に萬一非違があつたとしたならば、日本は男らしく其責任を負ふべきである。誠意を露國に責めるものは、自ら先づ一切のウソを放擲しなければならぬのである。而して日本の官憲なり軍隊なり又は間諜——若しあらば、其を人民中に算入して呉れては困る——なりによる何等非違の事實なき場合には、——私は其然かあらんことを切望する——尼港事件の責任は、現勞農露國が十分に之を負はねばならぬ。此點は斷じて糊塗曖昧を許さない。山東土匪事件に就て支那政府が責任を免れずとする以上、尼港事件の責任をゴマカスことは断じて許し能はぬ。乍去其れと同時に我々は篤と手を胸に置いて考へて

見ることを要する。現勞農政府に反抗し之を顛覆すべく蹶起した何將軍とか彼將軍とかの所謂白軍と我日本と其軍隊との關係は如何であつたかと。我々日本國民は、シベリア出兵を欲したのではない、其或もの——私も其一人——は出兵の噂を聞いた其日から極力其不可なるを痛論してそれに反対したのである。然るに、日本の政府は、愚にもシリアへ出兵した。初めはチエツク・スロバク救援とか何とか兎に角口實を製造してあつたが暫くしてから、何の口實もなしに、ノンベンクラリと駐兵して最近にまで及び、其間には汽車すり替へ事件の如き大失態をさへ醸すに至つた。我々は尼港事件の遠因若しくは近因中其最重要の一つを、此の無名の師を動かしたことにして歸さねばならぬと信じて居るものである。人を責めんと欲するものは同時に己れを責めることを忘れてはならぬ。尼港事件は不都合千萬たること言ふまでもないが、無名の大軍を露國の領土内に動かしたこと、疑もなく不都合千萬である。而して現勞農露國に反抗した白軍を助けたとは、露國當事者から見れば、又甚だ憤慨に堪へざる事に相違ない。此等の事情と全く切離して、尼港事件だけを見るのは、我田引水の甚だしいものである。然るに、此問題解決せざれ

ば北樺太から撤兵せぬと言ふは實に馬鹿げたことで、日本自國本位にのみ考へても、此位不利益なことはない。我々は我々の子弟、我々の納むる租稅を、此くも愚かな間違ったことに浪費されて居るを甚だ迷惑に感じて居るものである。従つて露國の請求の有無に拘らず、北樺太の撤兵は即時に斷行して貰ひたいと主張するものである。兎に角現在では、未だ尙かに露國の領土たる北樺太に兵を駐めて居る日本が、露國に誠意がないなどと非難して居るのは片腹痛いことである。イキナリ人の腕をねじ上げて置いて、其れで其人の言ふことが友誼的でないの誠意がないのと云ふものあらば、其人間は無法者と呼ばれるの外はなからう。我邦は露國に誠意を求むるなら、少くとも其の片腕をねじ上げて居ることを即時に廢す可きである。——浦鹽で日本のスペイをやつた嫌疑ありとか傳へられる日本の官吏が監禁せられたとて憤慨するには同時に其人に何等のスペイ的行爲のなかつたことを立證することを怠めなければならぬ。スペイ的行爲がないものを監禁したら、其監禁者を十分責めるが宜しい。日本の官吏だから、必ずスペイ的行爲がないと初めから断言することは無法である。要するに、人に誠意を求めるには、己れ先

づ誠意を披瀝す可き道徳的義務を有する。尼港事件は此の意味にて、十分露國の責任を問ふ可きである。唯むやみに賠償呼はりをしたとて、相手方が無造作に之れに應ずることは望まないことである。

五

私は此の尼港事件と舊露國債務承認問題とは其性質同一でないと云つた。舊露國に對する日本の債權なるものは、大別すれば二箇の項目から成り立つて居る。第一は、日本政府が聯合國の一員として、其の他の一員たる舊露國へ軍事關係費に充つ可く貸付けた金額、其第二は、日本商人の露國政府商人等に對する貸金又は賣掛代金であつて、日本政府が代辦して、今日日本政府の貸金の形式となつて居るもの、是れである。其第一項に就て先づ考ふ可きことは、其れは敵國よりの戦争賠償金とは全く異なる性質のものであることは、これである。今や世界改造の大問題は嘗て敵たりし獨逸の債務を輕減（又は全免）するの急要なることを示して居る。敵國の債務——而して其れは舊獨逸帝國の債務を承繼し

たものではなく新獨逸共和国が明かにヴエルサイユ條約に於て義務者として調印した所のものである——でさへも、之を減又は免ぜねばならぬことが少なくとも世界の識者の間に認めらるゝに至つた今日、敵でなく味方の一員であり、共に同一の側に戰つた露國が其戰爭の爲めに被つた債務は其義務者たる舊露國が依然として存立して居るとするも、經濟上財政上其義務を果たすことが出來ないか、果たすことが非常の苦痛を露國へ與へるものである場合には、我日本は人道の上から、國際道德の上から、殊には君子國を以て自ら任する上から、又た經濟上のエキスペデエンシーの考慮からも、其の減又は免を他の諸聯合國に先つて斷行して範を示し、他の懲深き聯合國をして、日本の例に恥ぢて其要求を捨て又は輕減せしむ可く、日本先づイニシエーチヴを取ることは甚だ希はしいことである。日本は聯合國の一員たるの故を以て、三國干渉の恨をさへ忘れ、否過去幾十年絶へず日本を北方から強壓して居た其の屈辱をさへ忘れて舊露國を助けたではないか。三國干涉に何等の責任なく、而して少くとも今後稍永い將來に取つて軍事上少しも日本を脅す危険のない勞農露國に對しては、ダトへそれが舊露國の債務を當然承繼したものと

じても其財政上の負擔を減又は免じてやることは當然の事ではないか。舊露國に對して減免してやる場合には聯合國の一員として戰つたと云ふことが重きを爲すが、現勞農國其ものに對しては其理由はない。乍去國家の負擔は、其國家が新舊入れ代つたとて、結局露國の人民がそれに任するの外はない。其人民は聯合國の一員として其子弟を亡ひ、其財産を捨てゝ戰爭に從事した其露國人である。其人々の將來の財政上の負擔を減じてやることは勞農政府を認める認めないに拘らず、人道上正さに爲す可き所ではないか。人民に對して減免してやることを勞農政府に減免してやると云ふ形にしたとて、何の不都合が之れある。

六

日本の債權の第二項は、卒直に云へば、日本商人の淺見慾張りの結果が其の或部分を占めて居ることを考へなくてはならぬ。私は戰爭の眞最中大阪市役所主催の商工講演會に於いて、粗次の如く言つたことがある。『諸君は日本の輸出が今激増したとて喜ぶ、殊に

大阪に於いては對露貿易の好況に夢中になつて居る。シカシ、諸君若し茲に人あり、古道具、古建築材料が値が善く賣れるとて、一切の家具家財を賣り放ち、終には自家の屋根までもはがして、之を古材木商に高き値にて——而かも其代金の回収確實ならざる——賣飛す人ありとせば、諸君は之を何と評する。今日日本の輸出好況に乗じて何んでも彼んでも賣れる丈け賣りはたけとする人々は、此の屋根を賣る愚人を笑ふ資格ありや否や。私は斷言する。對露輸出好況なりと喜ぶ諸君は、餘り遠からざる將來に於いて、其れは結局唯取られになつたものなるを發見することを。露國は決して今買入れつゝあるものゝ代金を全部支拂ふこと不可能なるは火を暗るよりも明なる事實であるから』云々と。日本商人の賣かけ代金の貸賣りは、其或ものは屋根をはがして賣つた愚人同様のものであつて、其れが結局貸倒れとなるのは言はゞ自業自得なのである。政府が肩代りをしたこととは他の忠實なる納稅者に取つては迷惑千萬なことである。然し既に肩代りをして仕舞つた以上は致方ない。日本政府は適當の方法によつて成る可く其部分の債權を回収して國庫の損失を少からしめて、一般納稅者の迷惑を減ずることを勉む可きである。私は

此れ丈けの要求には勞農露國は應するものと思ふ。何となれば其れは結局日本の人民の迷惑を輕減する所以であつて、其性質は國家と國家との間の軍事關係費の貸借とは必ずしも同一でないから。通商を恢復し外資の輸入を待たんとする勞農國の新經濟政策の立場から見ても、此項に當る債務の承認は、當然爲す可きであらう。唯其支拂の方法なり時期なりは理解ある寛大を以て取扱はる可きは勿論である。國際道德の通義は暫く問題外としても、勞農露國自らの將來に涉る利益の上からも、此の承認はエキスペデンシ一の問題として必要である。然らざれば通商の恢復、外資の招致が圓満に行はるゝことは望み難いのである。

七

「勞農露國を承認せずして、唯だ通商關係の恢復丈けを爲さんと云ふことは、甚だ可笑しな話である。無い國と通商條約を結んだり、商務官吏を交換したりすることは出來るわけはない。條約を結び代表官吏を交換する以上は、相手方を互に承認したことを意味する。」

殘る所は唯形式の問題である。即ち非承認論者が非なりとする所は、唯に形式の上の事のみである。英國は一度此愚を敢てした。但し其れは未だ今日ほど世界の形勢が進んで居らなかた一昨一九二一年のことである。今日とは大分違つて居る併し英國は形式的承認をせずして露國と通商條約を締結した、而して二年後の今日になつて之を破棄せんとして居る。若しも英國が形式的にも露國を承認し、其れに基いて一切の關係をモットちゃんと確定して置いたなら、恐らく今日の様な破目に陥らなかつたであらう。責任は主として露國の側にあることは思ふが、英國の姑息も亦多少累する處あつたに相違ない。少くとも今日となつて我日本は其愚を再演す可きではない。若しも通商條約を結ぶのなら必ず形式上にも勞農露國を認め、一切の關係を明確詳細に規定してかかる可きである。而して今日世界の行詰りを救濟する道は、一方獨逸に對する聯合國の態度を根本的に改め、殊に償金支拂の諸條件を想切つて緩和する他方に、勞農露國を承認しこれと通商關係を恢復し、依つて以て露國の經濟的開國を斷行することを外にして到底望む可からざることは、今や心ある者の否定し能はざる儼然たる事實である——對獨問題

に就ては前段所收『經濟危機と經濟恢復』對露の問題に就ては、『ボルシエヴキズム研究』
本集所收に其の卑見を詳述して置いた参照を乞ふ——。聯合軍は何れも其實行に躊躇
して居る。否佛國は其形勢を更らにより悪くす可き色々な愚舉暴行を敢てして居る。か
くて今世界の平和を最も擾亂しつゝある者は、唯自國の利益の外何物をも眼中に置かざ
らんとする此の佛國であつて英米國は何故か此れに對して抗議せぬ。支那の土匪事件
で強いことを言つて居る米國が佛國のルール占領に一言も抗議を申立てぬ否日本の北
樺太撤兵を主張して日本大使館へ示威運動に押しかけたと云ふ英國の労働運動者も、佛
國のルール占領のことは棚にあげて居る姿である。即ち今の歐米世界は、政治家も労働
者も多くは極端な錯覺に陥つて居るのである。かくて世界の行詰りは彌々深みへ深み
へと陥つて行く。然し幸なことは、茲に我日本がある若干の誤謬と過失とを除いては、世
界の平和を攪亂した事實を少しも持たぬ日本がある。歐洲各國が共に甚しい泥棒行為
を擅にした過去三百年間、一回も外國を侵略したことのない光榮の過去を有する日本が
ある。其日本は勞農露國を承認しそれと通商關係を恢復するにあらゆる機會便宜利益

をこそ有すれど之を非とす可き理由を一つも有して居らないのである。私は此の我日本
が聯合國中第一者として先づ勞農露國を承認することは、其れが獨り日露兩國の利益を
進むる所以たるのみならず、他の聯合國をして承認通商を辭する能はざらしむる機運を
促進することになり、其結果世界を其行詰りから救ひ出すに、日本が重大な役目を演ずる
所以となる可きを深く信じて疑はざるものである。(一九二三・五・十三)

〔大正十二年六月『改造』掲載〕